

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（令和 2 年条例第 63 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

松本市公告第 223 号
令和 7 年 6 月 17 日

松本市長 臥雲 義尚

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 41 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 45 条第 2 項 (第 45 条第 6 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第 47 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 50 条第 4 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 54 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 56 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		長野県松本市大字和田 4705 番地 3 清水口建設株式会社 代表取締役 伊藤 浩一	
申請の区分（Ⅰ）		産業廃棄物処理施設設置許可 産業廃棄物処分業事業範囲変更許可 一般廃棄物処理施設設置許可 一般廃棄物処分業事業範囲変更許可	
条例 第 41、 45、 47、 50、 54、 56 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県松本市大字島内 914 番 1、914 番 2	
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理（破碎）	
	③処理を行う廃棄物の種類	（産業廃棄物・一般廃棄物） 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	廃プラスチック類 8.80t/日(1.10t/h:8 時間稼働) 紙くず 11.20t/日(1.40t/h:8 時間稼働) 繊維くず 7.12t/日(0.89t/h:8 時間稼働) ゴムくず 8.00t/日(1.00t/h:8 時間稼働)	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	変更後 中間処理（破碎） 木くず、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器、 がれき類、 <u>廃プラスチック 類、紙くず、繊維くず、ゴ ムくず</u>	変更前 中間処理（破碎） 木くず、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁 器、がれき類
申請の区分（Ⅱ）		産業廃棄物処分業変更届 一般廃棄物処理施設変更許可 一般廃棄物処分業変更届	
条例 第	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県松本市大字島内 914 番 1、914 番 2	
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理（圧縮梱包）	

41、 45、 47、 50、 54、 56 条	③処理を行う廃棄物の種類	(産業廃棄物・一般廃棄物) 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力		
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	変更後	変更前
		廃プラスチック類 118.96t/日 (14.87t/h:8時間稼働) 紙くず 102.00t/日 (12.75t/h:8時間稼働) 繊維くず 81.68t/日 (10.21t/h:8時間稼働) ゴムくず 176.64t/日 (22.08t/h:8時間稼働) 金属くず 192.24t/日 (24.03t/h:8時間稼働)	廃プラスチック類 358.88t/日 (44.86t/h:8時間稼働) 紙くず 307.60t/日 (38.45t/h:8時間稼働) 繊維くず 179.36t/日 (22.42t/h:8時間稼働) ゴムくず 536.16t/日 (67.02t/h:8時間稼働) 金属くず 1158.56t/日 (144.82t/h:8時間稼働)
申請の区分 (Ⅲ)		産業廃棄物処分業事業範囲変更許可	
条 例 第 41、 45、 47、 50、 54、 56 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県松本市大字島内 908 番 1	
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理 (破碎分離)	
	③処理を行う廃棄物の種類	(産業廃棄物) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器 (廃太陽光パネル) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	7.2624t 日(0.9078t/日:8時間稼働)	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	変更後	変更前
中間処理 (破碎分離) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器		(新規)	
条 例 第 41、 45 条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 島内地区島内島高松町会、島内高松町会、島内小宮町会、島内小宮西町会、島内ウッドタウン小宮町会 梓川地区氷室第2町会 (根拠) 松本市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3第1項(5)	
	⑦関係住民の範囲及びにその根拠	(範囲) 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第36条第1項、条例施行規則第33条第1号	
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	第1回 (日時) 令和7年6月3日 (火) 午後7時から (場所) 高宮構造改善センター 長野県松本市大字島内 703 第2回 (日時) 令和7年6月4日 (水) 午後7時から (場所) 小宮公民館 長野県松本市大字島内小宮 205-ロ 第3回 (日時) 令和7年6月5日 (木) 午後7時から (場所) 氷室公民館 長野県松本市梓川倭 2806-9	
	⑨事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 長野県松本市島内 7576-1 松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課 (期間) 令和7年7月1日 (火) まで (土日・祝日その他市の休日を除く。) (時間) 午前8時30分から午後5時15分まで	

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
	第42条	○第41条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係住民の範囲及びその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	19号	提出期限 年 月 日 () 提出先
○	第45条	○第44条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	22号	提出期限 令和7年7月1日(火) 提出先 〒390-0851 松本市島内7576-1 松本市環境エネルギー部 廃棄物対策課
	第49条	○第44条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	24号	提出期限 年 月 日 () 提出先 (意見書の写しを松本市にも提出できます)
	第51条	○第44条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	22号	提出期限 年 月 日 () 提出先

*「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

・条例第49条の規定による意見書については、縦覧することを予定しています。意見書を提出した方の住所(地番の部分に限る)、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。